

普通徴収切替理由書（ 兼 仕切紙）

江田島市長 様

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方（休職者を含む。）	A	退職等	人
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方（年間の給与支給額が93万円以下）	B	少額	人
給与が毎月は支給されない方（不定期支給）	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄	人
普通徴収対象者 合計人数			人

【留意事項】

- この理由書は、右記理由の該当者がいる場合に、**給与支払報告書と併せて提出**してください。
なお、申出の内容については、さらに詳しい事情をお聞きする場合があります。
- 普通徴収とする場合は、給与支払報告書の個人別明細書の摘要欄に必ず**記号と略号（A退職等、B少額、C不定期、D乙欄）**を記入してください。
- e L T A Xで提出する場合も、上記2と同様に入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。
（当理由書の提出は不要です。）
- 原則、「特別徴収」ですが、**「理由書の提出」及び「摘要欄への記号・略号記入」の2つの要件（e L T A Xの場合は、「摘要欄への記号・略号記入」の要件）を満たしたもののみ普通徴収とします。**

【普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）について】

次の「A退職等」～「D乙欄」の特別徴収にできない理由に該当する方がいる場合は、必ず「普通徴収切替理由書」に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の記号及び略号を記入してください。

個人別明細書の摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。

ただし、「A退職者」及び「D乙欄」の該当者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への該当理由の記入を省略できます。

●特別徴収できない理由

記号	略号	理 由	内 容
A	退職等	退職者・5月末までに退職予定の方（休職者を含む。）	退職された方又は5月31日までに退職予定の方（休職等により4月1日現在で給与の支払いを受けていない方を含みます。）
B	少額	給与の毎月の支給額が少なく、特別徴収しきれない方（1年間の支給額が93万円以下）	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方
C	不定期	給与が毎月は支給されない方（不定期支給）	給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である方（パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員等であっても毎月支給がある方は特別徴収となります。）
D	乙欄	他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方

該当する方の個人別明細書の摘要欄に上記A～Dの記号と略号を記載してください。